

金銭消費貸借兼連帯保証契約書

当事者			
甲（貸主）	住所:	氏名:	(印)
	電話:	生年月日:	
乙（借主）	住所:	氏名:	(印)
	電話:	生年月日:	
丙（連帯保証人）	住所:	氏名:	(印)
	電話:	乙との関係:	

甲・乙・丙は、本日下記のとおり金銭消費貸借兼連帯保証契約を締結する。

第1条（金銭消費貸借の合意）

貸主（甲）は借主（乙）に対し、本日金 円を貸し付け、乙はこれを借り受けて確かに受領した。

第2条（弁済期及び弁済方法）

乙は本件貸金を、令和 年 月 日までに、又は別に定める分割払い計画に従って、甲指定の銀行口座に振り込んで弁済する。

第3条（利息）

本件貸金の利息は年 %とし、利息制限法所定の制限利率を超えない範囲で、毎月 日に支払う。

第4条（遅延損害金）

弁済の遅滞があったときは、遅滞日から完済日まで年14.6%の遅延損害金を支払う。

第5条（連帯保証）

連帯保証人（丙）は、乙の甲に対する本契約に基づく一切の債務について、乙と連帯して保証する責に任ずる。

第6条（極度額（民法第465条の2・改正民法対応・必須））

本連帯保証契約における丙の保証する極度額は、金 円とする。これを超過して丙が責を負うことはない。

第7条（連帯保証の範囲）

丙の連帯保証は、本件貸金元本、利息、遅延損害金、損害賠償金その他乙が本契約に基づき甲に対して負担する一切の債務を含む。

第8条（連帯保証人の権利）

丙は、催告の抗弁権、検索の抗弁権及び分別の利益を有しない。

第9条（期限の利益喪失）

乙が分割金の支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、残金全額及び遅延損害金を直ちに支払う。本条項は丙にも適用される。

第10条（情報提供義務（民法第465条の10））

甲は丙に対し、乙の支払の遅滞や債務承認があった場合、遅滞なく丙に通知する。

第11条（公正証書化）

甲、乙及び丙は本契約を公正証書とすることに合意し、強制執行認諾を承諾する。

第12条（管轄合意）

本契約に関する紛争については、 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書3通を作成し、甲・乙・丙が各自署名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（貸主）

住所

氏名

(印)

乙（借主）

住所

氏名

(印)

丙（連帯保証人）

住所

氏名

(印)

■ 民法第465条改正のポイント（2020年4月施行）

【極度額の明示が必須（民法第465条の2）】

- ・ 個人が根保証人となる場合、保証する金額の上限（極度額）の明示が必須。
- ・ 極度額の定めのない個人根保証契約は無効となります。
- ・ 本契約書では第6条で極度額を明示しています。

【元本確定事由（民法第465条の4）】

- ・ 主債務者・保証人の死亡
- ・ 保証人に対する強制執行・破産手続開始決定
- ・ 主債務者の破産手続開始決定

【情報提供義務（民法第465条の10）】

- ・ 主債務者の事業のための債務を保証する場合、
契約締結時に財産・収支・他の債務状況を保証人に説明する義務。
- ・ 違反すると保証人は契約を取り消すことができる場合あり。

【公正証書による保証意思の確認（民法第465条の6）】

- ・ 事業のための債務を個人が保証する場合、契約締結前1か月以内に
公証人による保証意思説明公正証書の作成が必要（例外あり）。